

『雇い止め』が心配な皆さんへ 皆さんはジーエス・ユアサ に直接雇用を要求できます あきらめることはありません。先ず相談を。

私たちは4月に、7年間偽装請負で働かされた派遣労働者の解雇問題を解決し、金銭和解しました。これは新聞にも大きく報道されました。ジーエスユアサだけでなく日本中の大企業が、偽装請負、違法な派遣労働を行っていることで非難され、裁判もどんどん増えています。

同じ職場に派遣労働者が既に3年間働いていたら、それ以降は派遣先会社に直接雇用の義務が生じます。大企業はそれを避けるため、偽装請負や「専門業種」と偽って働かせ、法律上の義務から逃げる場合が多いので、先ずは「法律違反ではないか」と疑ってかかることが大切です。

また、ある派遣労働者を雇い止め（解雇）しておいて、同じ職場に新たな派遣労働者を雇うことも会社の違法行為です。この場合には雇い止めを撤回し、直接雇用する義務があります。ジーエス・ユアサでも、長年働いた派遣労働者の方々や「3年の契約期間」を理由に派遣労働者を雇い止めし、新たに人を採用することがあるなら、それは違法行為です。

皆さんがもし雇い止めを通告されたら、一人で悩まず私たちに声を掛けてください。秘密厳守で相談にのります。

偽装請負訴訟で和解

実態は就労先から指示を受ける直接雇用の形態なのに、請負会社の社員として「偽装」
「ジーエス・ユアサパワー

「サプライ」（京都市）の前身会社の労働者3人がユアサ社に直接雇用の確認などを求めた訴訟があり、同社が3人に支払うことで大阪地裁（菊井一夫裁判官）で和解した。

訴状などによると、3人は98年以降、前身会社「ユアサコーポレーション」の大坂府内の工場で請負会社の社員として働いた。04年7月、原告らから「偽装請負だ」との通報を受けた大阪労働局

が同社に改善を指導した後、3人は派遣契約に切り替えられた。さらに05年3月、工場の閉鎖に伴い雇い止めされた。労働者側は訴訟で「当初か

2009年4月4日
朝日新聞

7 / 3 1 パナソニックに 抗議する総行動に参加

パナソニックは全国で偽装請負、「派遣切り」の違法を繰り返しています。非正規労働者が解雇撤回に立ち上がりました。昨年に大阪高等裁判所で「パナソニックの解雇は無効」の判決を勝ち取った吉岡さんを先頭に、日本中のパナソニック工場、営業所100ヶ所への抗議を行い、7 / 3 1に東京で全国から集まりパナソニック抗議デモと、最高裁判所への申し入れを行いました。私たちも参加しました。



GYの請負会社での労働問題を和解で解決

西大路のGYの請負会社のAさんが「だまされて退職させられた」として、請負会社に謝罪と賠償を求める事例で、Aさんが私たちの組合に加入し会社と交渉して、先日、和解で解決しました。あきらめずに闘えば要求は通ります。

ジーエス・ユアサ関連合同労働組合

連絡先：小山070-5653-7886

e-mail：rsoudan999@yahoo.co.jp